

第 4 章 一 般 施 工

第 4 章 一 般 施 工

第 4 章	一 般 施 工	- 20 -
4・1	適 用	- 20 -
4・2	準 備 工	- 20 -
4・2・1	測 量	- 20 -
4・2・2	試 掘	- 20 -
4・3	土 工	- 21 -
4・3・1	掘 削	- 21 -
4・3・2	埋 戻 し	- 21 -
4・3・3	基 礎 工	- 22 -
4・4	路 面 復 旧 工	- 22 -
4・4・1	路 盤 工	- 22 -
4・4・2	アスファルト舗装工	- 22 -
4・5	仮 設 工	- 23 -
4・5・1	防 護 工	- 23 -
4・5・2	土 留 工	- 23 -
4・5・3	薬液注入工	- 23 -
4・6	弁 室 工	- 24 -

第 4 章 一 般 施 工

4・1 適 用

1. 本章は、管工事における準備工、土工、路面復旧工、仮設工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 本章にとくに定めのない事項については、共通仕様書 第1編 共通編の規定によるものとする。

4・2 準 備 工

4・2・1 測 量

1. 受注者は、工事契約後直ちに必要な測量を実施し、測量結果を工事監督員に**提出**しなければならない。
この測量結果が、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は工事監督員の**指示**を受けなければならない。
2. 測量標（以下仮BM）は、工事監督員の指示する補助水準点を使用し、受注者は仮BMを移動沈下の恐れのない箇所に選定し、木杭、コンクリート杭等を用い、十分堅固に設置し、表示しなければならない。
なお、使用に際し適時点検しなければならない。
3. 道路基準点は、絶対に損傷してはならない。やむを得ず基準点を移設する場合は、工事監督員を通じて所管する道路管理者に**報告**し、その**指示**に従って移設、復元にあたらなければならない。

4・2・2 試 掘

1. 受注者は、工事監督員の指示する箇所の他、必要に応じて地下埋設物の試掘を行い、その位置深度並びに構造を確認のうえ工事監督員に**報告**すること。
2. 試掘は、当該地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意深く掘削（埋設物近辺は人力掘削）し、当該地下埋設物を確認すること。
なお、試掘の結果、管布設工事に支障のある場合は、工事監督員と**協議**しその**指示**に従うこと。
3. 舗装道路においては、試掘跡の復旧（仮復旧）は、埋戻し完了後速やかに行うものとする。

4・3 土 工

4・3・1 掘 削

1. 掘削土は、道路上に堆積してはならない。ただし、事前に関係官公署及び工事監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。この場合には、掘削土が周囲に散乱しないようにし、交通に支障の生じないようにしなければならない。
2. 床付面においては、人力による床均し工を行うこと。ただし、掘削過度、又は湧水のため地盤を軟弱にしたときは、工事監督員の承諾を得た工法により埋戻しをすること。
3. 掘削に際し、試掘等で他の埋設物が確認された箇所、並びに埋設物がある恐れのある付近では、人力掘削とし、損傷を与えないよう十分に注意して行わなければならない。
4. 床掘箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。
5. 掘削に際し、試掘等で他の埋設物が確認された箇所、並びに埋設物がある恐れのある付近では、人力掘削とし、損傷を与えないよう十分に注意して施工し、必要に応じ、当該施設の管理者と協議のうえ防護措置を行わなければならない。
6. 道路横断箇所は、半幅員掘削を原則とし、やむを得ず全幅員掘削する場合は、関係官公署の許可及び工事監督員の承諾を得て行わなければならない。
7. アスファルトコンクリート舗装の取壊しは、アスファルトカッター等を使用して粗雑にならないようにしなければならない。

4・3・2 埋 戻 し

1. 埋戻し工は、設計図書に従い施工しなければならない。発生土指定の場合においても草根、木片、氷雪、凍土、有機不純物などの容積変化を生ずるものを使用してはならない。また、転石、玉石等を構造物（管体等）へ直接埋め戻してはならない。
2. 埋戻し及び締固めの際、構造物に片寄った荷重、偏圧を与えないように注意し、埋め戻さなければならない。
3. 埋戻し土砂は、構造物（管体等）に直接投入を避け、一層の仕上がり厚 30cm 以下（路床部は、20cm 以下）を基本として一層ごとに入念に締め固め、沈下を生じないように施工しなければならない。
4. 埋戻し土砂の転圧は、管体上 20 cm までは管廻りに空隙ができぬよう丁寧に、かつ十分に人力で締め固め、構造物に偏圧を与えないように注意して施工しなければならない。
5. 設計図書で指定された埋め戻し材料は 工事監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。改良材を使用する場合は必要な量のみ搬入し、搬入した材料は速やかに使用すること。また現場までの運搬に際して、降雨や日照等による品質の低下が予想されるものについては、事前に対策を講ずること。
6. 埋戻し箇所に湧水及び滞水が有る場合には、施工前に排水しなければならない。特に改良材を使用する場合は、改良材がある程度凝結するまで地下水位を下げおかなければ、所定の強度を確保できないため、この処理について十分対策を講じなければならない。

7. 締固め機械は、掘削幅、支保工の有無等、現場条件を勘案して決定すること。
9. 路床面は、一様で十分な締固め度を得るよう施工しなければならない。
10. 掘削溝内に埋設物が有る場合には、埋設物管理者との協議に基づく防護を施し、埋設物付近の埋め戻し土が将来 にわたって沈下しないようにしなければならない。

4・3・3 基礎工

1. 砂基礎工

砂は有害量のゴミ、泥、有機不純物等を含んではならない。敷均しは、掘削幅全幅で平均に行わなければならない。

2. 切込碎石基礎工

碎石の敷均しは、等厚に散布し、転圧により不陸を生じた場合は同じ粒度の碎石を散布し、整形を行い、工事の規模に応じ適切な機種により十分締固め、規定の厚さに仕上げなければならない。

3. コンクリート基礎工

コンクリートの施工及び配合は特に指定のない限り、共通仕様書 共通編 無筋、鉄筋コンクリートの規定に従い打設しなければならない。この場合、湧水又は土砂によって打設コンクリートに影響を及ぼさないように留意すること。

4・4 路面復旧工

4・4・1 路盤工

路盤置換は、設計図書に指定された仕上げ厚さとし、特に指定のない限り掘削全幅とする。

4・4・2 アスファルト舗装工

1. アスファルト舗装の材料については共通仕様書 共通編 一般舗装工の規定による。
2. 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布に当たって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ又はエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。
3. プライムコート及びタックコート
 - ① プライムコートの使用量は 1.2 l/m^2 を標準とする。
 - ② タックコートの使用量は 0.4 l/m^2 を標準とする。
4. 舗装復旧の表層仕上げに当たっては、既設舗装面とのすりつけを十分締固め、密着させ平坦に仕上げなければならない。
5. 工事中に設計図書に指定された仕上げ幅を超えて、舗装面に亀裂及び沈下等が確認された場合は、直ちに第三者被害の発生がないよう応急措置を行うとともに、その工事を中断して舗装復旧を行うものとする。
6. 舗装復旧に当たっては、路面上にある鉄蓋類を隠蔽してはならない。

4・5 仮 設 工

4・5・1 防 護 工

1. 水道管の防護は、各埋設管理者の立会いを求めなければならない。また工事監督員の承諾を得なければならない。
2. 掘削影響範囲に他の地下埋設物の存在が確認された場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、必要な措置、防護等を行うこと。

4・5・2 土 留 工

1. 受注者は、仮設土留工の施工にあたり『建設工事公衆災害防止対策要綱』及び下記事項に基づき、安全な施工に努めなければならない。
 - (1) 土留工の安定に関する計算を行い、構造は、その計算結果を十分に満足するものでなければならない。
 - (2) 土留工法については、付近の状況を十分考慮し、これに作用する土圧に十分耐え得る構造とすること。

施工中は、常に矢板、切梁、腹起し、その他支保工の変動状態及び周辺地盤の変化にも十分注意するとともに、地質、その他の変動で補強する必要がある場合には、直ちにこれを確実な方法で実施し、また、山留工を取り払う場合は、土質に対応した適切な手段で、周辺地盤を緩めることなく行うこと。
 - (3) 地盤が崩壊するおそれがないとき及び周辺の状況により危険防止上支障がないときを除き、深さ1.5m以上の掘削を行う場合には土留を設けなければならない。
 - (4) 縦断的な近接既設地下埋設物の影響で、土の崩壊が懸念されている箇所は、掘削深さに関係なく土留めを施すこと。
 - (5) やむを得ず仮設物を残置とする場合は、位置、寸法（長さ・幅・高さ等）、構造をしゅん工図に必ず記載すること。

4・5・3 薬液注入工

1. 薬液注入工法を施工する場合は、『薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針』（昭和49年7月10日事務次官通達）、『石狩西部広域水道企業団薬液注入工事施工管理要綱（第9章）』に基づき安全な施工に努めなければならない。
2. 受注者は、近接する位置に他埋設物がある場合は、埋設物管理者と協議の上、注入作業を実施すること。また、近接する位置に下水道管が布設されている場合は、本管及び取付管等への注入液の流入の有無を確認しながら施工し、その結果を工事監督員に報告すること。
3. 現場責任者は、十分な技術的知識と経験を有する技術者で、その経歴書を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。

4. 工事实施に先立ち、受注者は詳細な施工計画書を工事監督員に提出し協議すること。
5. 工事の安全管理が「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき適切に行われているかを確認するため「薬液注入工管理連絡会」を設けること。
6. 受注者は、薬液注入工、グラウト工等により他物件に支障を与えてはならない。このため、当然必要な措置は受注者の負担において実施しなければならない。
7. この仕様書に記載されていない事項は共通仕様書「札幌市下水道管きょ工事仕様書 第9章 補助地盤改良工」に基づく。

4・6 弁 室 工

1. 構造、施工等については共通仕様書 共通編 無筋 鉄筋コンクリートの規定による。
2. 鉄蓋類は構造物に堅固に取り付け、機能上及び道路交通に支障をきたすことのないよう施工しなければならない。
3. コンクリート管などの継ぎ目地については、地下水等の浸入がないように施工しなければならない。
4. 組立マンホール部材を使用する場合は、「札幌市下水道管きょ工事仕様書 第7章 マンホール工・取付管及び柵工」に準じる。